

沼津市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について

沼津市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月22日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

沼津市立幼保連携型認定こども園条例（令和2年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

沼津市立大平こども園	沼津市大平字中堀合1677番地、沼津市大平字大屋 舗2205番地の1
------------	---------------------------------------

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（沼津市職員の給与に関する条例の一部改正）
- 2 沼津市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号ア及びイを削る。

別表第2中「ア 教育職給料表(1)」を削る。

別表第2イ教育職給料表(2)を削る。

別表第4中「イ 教育職給料表(1)」を「イ 教育職給料表」に改める。

別表第4ウ教育職給料表(2)を削る。

別表第4中「エ 医療職給料表(1)」を「ウ 医療職給料表(1)」に、「オ 医療職給料表(2)」を「エ 医療職給料表(2)」に、「カ 医療職給料表(3)」を「オ 医療職

給料表(3)」に改める。

(沼津市立保育所条例の一部改正)

- 3 沼津市立保育所条例（昭和39年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「沼津市立大平保育所 沼津市大平字中堀合1677番地」を削る。

第5条中「沼津市立大平保育所 60人」を削る。

(沼津市立学校設置条例の一部改正)

- 4 沼津市立学校設置条例（昭和39年条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則第4号を削る。

(沼津市立沼津高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 5 沼津市立沼津高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第2の教育職給料表(1)」を「別表第2教育職給料表」に改める。

(沼津市学校給食共同調理場条例の一部改正)

- 6 沼津市学校給食共同調理場条例（平成7年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、中学校及び幼稚園」を「及び中学校」に改める。

別表沼津市立大平小学校共同調理場の項中

「

沼津市立大平小学校 沼津市立大平中学校 沼津市立大平幼稚園

」を「

沼津市立大平小学校 沼津市立大平中学校

」に改める。

(沼津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 沼津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表高等学校等に勤務する教諭その他の職員で規則で定めるものの項中「別表第2ア教育職給料表(1)」を「別表第2教育職給料表」に改め、同表幼稚園に勤務する教諭その他の職員で規則で定めるものの項を削る。

「提案理由」

大平保育所及び大平幼稚園を廃止し、幼保連携型認定こども園として新たに大平こども園を設置するほか、関係条例について所要の改正を行うものである。